

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	職員団体の登録取消し、効力停止	
根拠法令(例規)及び条項	地方公務員法第 53 条第 6 項	
法令(例規)番号	昭和 25 年法律第 261 号	
関 係 条 項	同法第 53 条第 2 項～第 4 項、第 9 項	
所 管 課 係 名	総務課総務係 (公平委員会)	
処 分 基 準	基 準	<p>1. 職員団体が、次の一に該当するときは、60 日を超えない範囲で当該職員団体の登録効力を停止し、又は当該職員団体の登録を取消することができる。</p> <p>(1) 職員団体がなくなったとき。</p> <p>(2) 職員団体の規約の必要事項が同法の規定に適合しなくなったとき。</p> <p>(3) 規約の作成・変更、役員選挙その他重要な行為が、すべての構成員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票によって決定されなくなったとき。</p> <p>(4) 職員団体が同一の地方公共団体に属する職員のみをもって組織されなくなったとき。</p> <p>(5) 登録申請の記載事項に変更があったにも関わらず、その旨の届出をしなかったとき。</p> <p>(6) 新しく管理職となった者が、引き続き団体職員の構成員となっているとき(行政事例昭和 45 年 3 月 24 日自治公 1 第 5 号)。</p> <p>2. 上記 1(3)中「その他重要な行為」とは、職員団体の上部団体への加入又は脱退、解散など職員団体の存立及び運営の基本事項をいう。</p>
	処分基準の未設定理由	<p>ア：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの</p> <p>イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	聴聞又は弁明の機会の付与	

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	職員団体の認証の取消し	
根拠法令(例規)及び条項	職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第 8 条	
法令(例規)番号	昭和 25 年法律第 261 号	
関係条項	同法第 5 条	
所管課係名	総務課総務係(公平委員会)	
処 分 基 準	基 準	<p>1. 職員団体が、次の一に該当するときは、当該職員団体の認証を取り消すことができる。</p> <p>(1) 地方公務員職員団体が非現業の一般職の地方公務員が組織する団体又は連合体でなくなったとき。</p> <p>(2) 混合連合団体の構成員の総員中一般職の国家公務員の数、裁判所職員の数及び非現業の一般職の地方公務員の数合計数が過半数を占めなくなったとき。</p> <p>(3) 規約に構成員の勤務条件の維持改善を図る旨を定めた規定が存在しなくなったとき。</p> <p>(4) 職員団体等でなくなったとき。</p> <p>(5) 規約の必要事項が同法の要件に該当しなくなったとき。</p> <p>(6) 規約の変更、役員選挙、会計報告等に関し、同法が規定する手続に適合しない事実があったとき。</p> <p>2. 当該団体の活動実績、活動状況や法令違反の状況を実体的、実証的に検証し判断する。</p>
	処分基準の未設定理由	<p>ア：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの</p> <p>イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	聴聞	

不利益処分 of 処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	行政財産の使用許可の取消し
根拠法令(例規)及び条項	地方自治法律第 238 条の 4 第 9 項
法令(例規)番号	昭和 25 年法律第 261 号
関 係 条 項	昭和 22 年法律第 67 号
所 管 課 係 名	総務課総務係 ほか
処 分 基 準	<p>次のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消すことがある。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 公用又は公共用に供するため必要が生じたとき(国、他の地方公共団体 その他公共団体の公用又は公共用に供する場合を含む)。 2. 使用許可の条件に違反する行為があると認めるとき。
処分基準の未設定理由	<p>ア：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	聴聞